

令和2年6月 加茂市長定例記者会見

R2. 6. 3（水） 10:00

1 コロナウイルス感染症対策について

5月25日に政府が緊急事態宣言を解除いたしました。これまで、市民活動や経済活動の自粛、学校の休校、感染防止策の徹底など、大きな制約の中で市民の皆さまが努力を続けてこられたこと、医療機関、福祉や保育施設、日用品販売、ゴミ収集等の業務に従事されている方々が、感染の恐怖と緊張に耐えて日々任務にあたっていらっしゃること、これらの全てに対し心より敬意を表し、感謝申し上げます。

また、27日に花角知事が県民の皆さまへお願いのメッセージを発しています。加茂市では、県の「外出自粛等のステップについて」に基づき、市民の皆さまへ3つお願いをいたします。

【お願い】

- ① 6月1日～18日は、感染が確認される地域へ、または、その地域からの不要不急の移動（旅行、帰省）は自粛してください。
- ② 6月19日以降は、県をまたぐ移動（旅行、帰省を含む）について、制約はありませんが、十分に感染予防の対策（マスク着用、手指消毒など）をした上で行動してください。
- ③ これまで県外から加茂市へ来られた方には2週間の自宅待機をお願いしておりましたが、これを取り止め、代わりに健康観察（体温測定、体調の変化のチェック）を徹底してください。

市内公共施設の利用についてです。

別紙のとおりですが、美人の湯を除く公共施設を6月1日から再開します。

ただし、加茂山リス園については、通常6月から8月まで午前10時から午後5時までの開園を、施設の消毒作業を夕方行うため午前10時から午後4時までの開園とします。

リス園内では、密集を避けるため入場者数の制限を行い、入場する際には、体温を測定し37.5度以上の方は入場をお断りしています。

リスの放し飼いはせずに中央島ケージ内と小屋の中の観覧のみとし、餌やりや直接ふれあうことはできません。

これらの対策は加茂山公園駐車場からリス園にかけて案内看板を設置するとともに、ホームページにより周知していきます。

リスへの感染は確認されていませんが、加茂山公園のアイドルですので、そっと見守っていただきたいと思います。

次に、加茂市独自の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業「新型コロナに負けるな 加茂サポート」第3弾を実施します。

これは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け実施する事業です。

5月25日に専決した補正予算で、事業費は1億6,889万8,000円です。
資料をご覧ください。

GIGAスクール構想への支援事業で、小中学校の児童生徒に教育用タブレットを1人1台整備します。予算額1億1,409万9,000円です。

小中学校全クラスに電子黒板を整備します。予算額2,250万円です。

小中学校各校に授業等で使用するカメラ、マイクを整備します。予算額は42万円です。

学校臨時休業対策費補助金は、保護者、給食事業者へ、給食費、給食食材

キャンセル分等を補助します。予算額 416 万 9,000 円です。

学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業は、夏休み期間を短縮し、授業を実施するための費用です。予算額は 797 万 2,000 円です。

事業主向けの相談窓口開設事業は、各種申請に係る内容を周知し、市の職員が相談を受けます。予算額は 150 万円です。

緊急対応型雇用創出事業・里山遊歩道整備事業は、職を無くした人をハローワークを通じ募集し、里山を整備します。事業は森林組合に委託します。予算額は 550 万円です。

プレミアム商品券の発行事業は、加茂商工会議所が実施する、プレミアム率 20%の商品券発行事業を補助します。予算額は 400 万円です。

飲食店支援クラウドファンディング事業は、加茂商工会議所青年部が行う、市内飲食店を支援するためのクラウドファンディング事業に対し補助します。予算額は 120 万円です。

なお、この事業は加茂商工会議所青年部の皆さんが記者会見のあと、引き続きご説明します。

飲食店応援キャンペーン事業は、加茂商工会議所と加茂市が共同で、飲食店や小売業の PR のため、チラシで市民の皆さんに周知します。また、購入した人に地酒のプレゼントを行います。予算額は 100 万円です。

学生応援事業は、帰省を自粛している加茂市出身で県外に住んでいる学生、県外出身で加茂市に住んでいる学生を応援するため、七谷産コシヒカリ等の

特産品や、マスクなどを届けます。予算額は210万円です。

特産品は、市内のお米屋さんが準備くださる七谷産コシヒカリ5kg、(株)渡英商店のイタモチ700g、田辺菓子舗のかりん糖10本入り1袋、ぱすたみすたのマカロニチップス1袋、(株)山忠の立体ニットマスク1枚に私のメッセージを添えてお贈りします。

申請できるのは、加茂市出身で現在新潟県外に住み、県外の大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校に通っている学生と、新潟県外出身で現在加茂市に住み、新潟経営大学に通っている学生です。

申請は、加茂市公式ホームページの申込フォームに入力し送信いただくか、申請書を加茂市農林課に提出いただく方法となります。

申請期間は、5月25日から7月15日までです。

6月1日号の広報かもお知らせ版で申請方法等についてお知らせいたしました。

1回目は、6月5日(金)に69人の申請者に発送し、準備が整い次第順次発送してまいります。

県外の学校に通っている学生の皆さんには、是非ご家族、ご友人からお伝えください。また、新潟経営大学には学生の皆さんへの周知をお願いいたしました。

感染症対策事業は、市民に安心して健診を受診してもらうための経費で、予算額は166万2,000円です。

公的空間安全・安心確保事業は、市役所、学校、その他の公共施設の検温の実施体制確保、飛沫防止用資材の設置、施設内消毒に係る経費で、予算額は277万6,000円です。

以上が事業内容です。

今後も第二波、第三波が来ないとも限りません。緊急事態宣言が解除された今こそ、私達は油断せずに“新しい生活様式”を取り入れ活動していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の終息までのみちのりは長いです。市は、今後も市民の皆さまの強い支えになれるよう知恵を絞りスピード感のある対応を心がけてまいります。

2 出水期を迎えるにあたって

これから梅雨時期を迎え、水害を心配する季節となりました。

市民の皆さまには、昨年配布の洪水ハザードマップ、今年春に配布した土砂災害ハザードマップをご覧くださいなど、災害時の避難について再度確認をお願いしたいと思います。

避難にあたっては、①早めの避難が重要であること、②2階など縦方向の避難も頭にいれておくこと、③新型コロナウイルス感染症の問題もあるので、密集を避けるため、避難所だけでなく友人や親せきのお宅への避難も念頭におくことをお願いします。

なお、6月1日に「迷わず避難」のちらしを全戸配布していますので、そちらも参考にしてください。

雨が予想されるときは、市からの情報、気象情報、県ホームページの河川の水位等の河川情報に十分注意をしていただき、迅速に命を守る行動を取っていただきたいと思います。

3 行財政健全化に伴う各種手数料、施設使用料等の改定について

令和2年2月に策定した行財政健全化推進計画に基づき、市議会3月定例

会において関係条例が改正され、6月1日から別紙のとおり、証明書発行手数料、公共施設の使用料等が改定されました。

主なものは、住民票や印鑑登録証明書、課税証明書が1通200円から300円に改定、体育施設の個人利用の使用料が一般で100円から200円に改定となります。

また、各コミュニティセンターのお風呂の使用料が、市内、市外の幼児の方は無料、市内、市外の小学生と障害者手帳をお持ちの方及び市内の70歳以上の方は100円、市内の中学生以上70歳未満の方は200円、市外の中学生以上の方は300円となります。

また、コミュニティセンターのお風呂をご利用される方を識別するため、「入浴利用カード」を発行しています。「入浴利用カード」は、本人確認できるものを用意していただき、福祉事務所とお風呂のある各コミュニティセンターで発行手続きを行っています。お風呂を利用する際には、各コミュニティセンターの窓口で「入浴利用カード」をご提示ください。

このたびの改定は、県内各市の最頻値や平均値を参考としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

4 水道料金・下水道使用料のコンビニ収納と料金の改定について

これまでは水道料金・下水道使用料のお支払いは金融機関や市役所の窓口等に限られていましたが、令和2年8月請求分から全国約64,000店舗のコンビニエンスストア及び全国約7,800店舗のドラッグストアやスーパー等M・M・K設置店でもお支払いできるようになります。休日や夜間、市外でもお客様の手数料の負担無くお支払いできますので、利便性がとても高まります。

なお、これまで別々にお送りしていた水道料金と下水道使用料の納入通知

書は、このシステム改修により統合し 1 枚となります。

また、令和 2 年 2 月策定の行財政健全化推進計画に基づき、令和 2 年 3 月議会で水道給水条例及び下水道条例の改正を行いました。これにより令和 2 年 10 月請求分から、水道料金・下水道使用料ともに約 10%の値上げとなります。改定後も水道料金は 20 市中最下位、下水道使用料は 20 市中 14 位から 13 位となります。

今後も安定した水道水の供給と快適な生活環境を造り、川や海をきれいに守るため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

5 市長交際費の支出の公開について

市長交際費の支出の適正化と透明性を確保し、市民に開かれた行政の推進を図るため、「加茂市長交際費の支出及び公表に関する要綱」に基づき、支出した交際費の内容を公開します。

市長交際費の公表は、毎月行い、当月分を翌月の月末までに加茂市ホームページ上に掲載することとしております。

市民の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症に関するお願い（4）

5月25日に政府が緊急事態宣言を解除いたしました。これまで、市民活動や経済活動の自粛、学校の休校、感染防止策の徹底など、大きな制約の中で市民の皆さまが努力を続けてこられたこと、医療機関、福祉や保育施設、日用品販売、ゴミ収集等の業務に従事されている方々が、感染の恐怖と緊張に耐えて日々任務にあたっていたらっしゃること、これらの全てに対し心より敬意を表し、感謝申し上げます。

また、27日に花角知事が県民の皆さまへお願いのメッセージを発しています。加茂市では、県の「外出自粛等のステップについて」に基づき、市民の皆さまへ三つお願いをいたします。

【お願い】

- ① 6月1日～18日は、感染が確認される地域へ、または、その地域からの不要不急の移動（旅行、帰省）は自粛してください。
- ② 6月19日以降は、県をまたぐ移動（旅行、帰省を含む）について、制約はありませんが、十分に感染予防の対策（マスク着用、手指消毒など）をした上で行動してください。
- ③ これまで県外から加茂市へ来られた方には2週間の自宅待機をお願いしておりましたが、これを取り止め、代わりに健康観察（体温測定、体調の変化のチェック）を徹底してください。

市内公共施設の利用、加茂市独自の支援策については別紙をご覧ください。

今後も第二波、第三波が来ないとも限りません。緊急事態宣言が解除された今こそ、私達は油断せずに“新しい生活様式”を取り入れ活動していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の終息までのみちのりは長いです。市は、市民の皆さまの強い支えになれるよう知恵を絞りスピード感のある対応を心がけてまいります。

令和2年5月29日

加茂市長 藤田明美

○新しい生活様式 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

（厚生労働省：新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました）



○外出自粛等のステップについて <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/boushikyouryoku-onegai.html>

（新潟県：新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力のお願い）



○自粛・休業要請等の全体像 <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/dai18kaitaisakuonbukaigi-kekka.html>

（新潟県：第18回新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議を開催しました 会議資料 P59）



新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館していましたが、6月1日から加茂美人の湯を除き再開します。すでに再開した施設や今季初オープンのリス園など、詳しくは下表のとおりです。なお、3つの「密」が守れない場合など利用をお断りする場合があります。

また、各施設には利用条件や注意事項がありますので担当課に問い合わせください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

施 設 名	電話	担当課名 (電話)	施 設 名	電話	担当課名 (電話)	
上条コミュニティセンター※1	57-1021	福祉事務所 (52-0080 内線175)	駅前集会所	—	建設課 (52-0080 内線219)	
下条コミュニティセンター※1	53-0788		西加茂集会所	—		
七谷コミュニティセンター※1	53-2588		文化会館	53-0842	文化会館 (53-0842)	
須田コミュニティセンター※1	53-3121		勤労者体育センター	53-2206	スポーツ振 興課・勤労 者体育セン ター内 (53-2206)	
北コミュニティセンター※1	53-3380		下条体育センター	53-0275		
中央コミュニティセンター・ 地域交流センター※1	57-7775	福祉事務所 商工観光課 (52-0080 内線175 内線132)	体操トレーニングセンター	46-8544		
			勤労青少年ホーム ※トレーニングルームは利用 不可。	52-6116		
ゆきつばき荘※1	52-0267	福祉事務所 (52-0080 内線175)	温水プール ※トレーニング室、採暖室、 ギャラリーは利用不可。	53-5101		
かも川荘※1	52-4412		すぱーく加茂	53-4460		
※1 各コミュニティセンター、ゆきつばき荘、かも 川荘は「入浴」「休憩」「会合」等での利用のみ。			冬鳥越スキーガーデン ロッジ ウェーデルン	53-6020		社会教育課 (52-0080 内線461)
			市民体育館	52-1953		
乳幼児あそびの広場子育て支 援センター	57-0341	健康課 (52-0080 内線164)	公民館	52-1953		
須田 憩いと遊びの広場子育 て支援センター	53-2078		公民館須田分館	52-8394		
産業センター	53-3450	商工観光課 (52-0080 内線131)	民俗資料館	52-0089		
ビジターセンター（粟ヶ岳）	53-3180		加茂紙漉場	52-4184		
加茂山リス園 ※リスの放し飼いはしない。 人数など制限あり。	53-3698	建設課 (52-0080 内線213)	※学校開放事業はグラウンドのみ利用を再開します。 問い合わせ スポーツ振興課（53-2206）			
下条川ダム自然学習館	53-3670					

施設名	電話	担当課名(電話)	施設名	電話	担当課名(電話)
図書館 ※6月から短時間の閲覧席利用は可。新聞の閲覧は不可など制限あり。	53-3500	市立図書館 (53-3500)	下条川ダム キャンプ場	—	建設課 (52-0080 内線213)
加茂土産物センター・イン フォメーションセンター ※店内の商品には触れないで ください。ご購入の際は販売 員にお申しつけください。	57-1020	商工観光課 (52-0080 内線131)	七谷野球場	52-6055	スポーツ振 興課・勤労 者体育セン ター内 (53-2206)
キャンプ場(粟ヶ岳)	—	商工観光課 (52-0080 内線131)	川西野球場	52-9349	
			庭球場	—	
			陸上競技場	52-4922	
			サッカー場	—	
			リバーサイド加茂グラウンド ゴルフコース	—	

▶当面の間 臨時休館を継続する施設 加茂 美人の湯 担当課 市民福祉交流センター(電話41-4122)

※市民サービスセンター(公民館事務室内)は、土曜日の窓口業務を当面の間、休みます。
問い合わせ 市民サービスセンター(公民館内52-1953)、市民課管理係(52-0080内線111)

※5月27日現在の情報です

「新型コロナに負けるな 加茂 サポート」第3弾

(令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業)

新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた市民の皆さまの生活を支えるため、**加茂市独自の緊急経済対策「新型コロナに負けるな 加茂サポート」**の第3弾を実施します。

※第1弾、第2弾については市ホームページに掲載しています。

支援一覧は
こちらから



G I G Aスクール構想への支援事業

(事業費①114,099千円 ②22,500千円)

①小中学校の児童生徒に対し、1人1台教育用タブレットを整備します。

②小中学校全クラスに授業等で使用する電子黒板を整備します。

※文部科学省HP「G I G Aスクール構想の実現について」



担当課

教育委員会 学校教育課 (内線451)

学校臨時休業対策費補助金

(事業費4,169千円)

保護者、給食事業者への支援として、給食費日額、給食食材発注キャンセル分(3月分)を補助します。

担当課

教育委員会 学校教育課 (内線451)

事業主(所)向け相談窓口の開設事業

(事業費1,500千円)

各種申請に係る内容を市の職員が相談を受けます。また、事業者にも周知を図ります。

担当課 商工観光課 (内線132)

公立学校情報機器整備費補助金

(事業費420千円)

小中学校に授業等で使用するカメラ、マイク等の情報機器を整備します。

担当課

教育委員会 学校教育課 (内線451)

学校の臨時休業に伴う 学習等への支援事業

(事業費7,972千円)



夏休み期間を短縮して授業を実施するための費用です。(介助員・調理員等非常勤職員の人件費、スクールバスの燃料費、学校施設の光熱水費等)

担当課

教育委員会 庶務課 (内線441)

緊急対応型雇用創出事業・里山遊歩道整備事業

(事業費5,500千円)

森林組合に事業を委託し、職を無くした人をハローワークを通じて募集し、里山の整備を行います。

担当課 商工観光課 (内線131)

プレミアム商品券の発行事業

(事業費4,000千円)

加茂商工会議所のプレミアム商品券発行事業を補助します。(プレミアム率20%の市内店舗で使える商品券の発行事務、印刷代等の経費)

担当課 商工観光課

飲食店支援クラウドファンディング事業

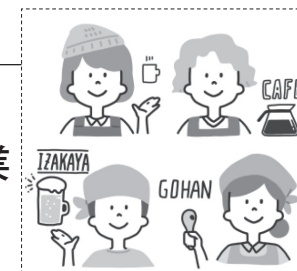
(事業費1,200千円)

加茂商工会議所青年部が行う市内飲食店等を支援するためのチケット事前購入型のクラウドファンディング事業に対して補助します。

担当課 企画財政課 (内線311)

飲食店等応援 キャンペーン事業

(事業費1,000千円)



加茂商工会議所と市共同で、飲食店や小売業の消費者へのPRのため、チラシを印刷し市民に周知を図ります。また、購入された方には地酒のプレゼントを予定しています。

担当課 商工観光課

感染症対策事業

(事業費1,662千円)

感染症対策を行いながら市民に安全に健(検)診を受診してもらうための経費です。

担当課 健康課 (内線164)

【pick up!】

学生応援事業

(事業費2,100千円)



帰省を自粛している学生(県外から市内及び市内から県外)を対象とし、市の特産品などを届けます。

対象者

①加茂市出身で現在新潟県外に住み、新潟県外の大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校に通っている学生

②新潟県外出身で現在加茂市に住み、加茂市内の大学・短期大学に通っている学生

申請方法

①市ホームページから申請

②申請書に記入して提出



申請期限 令和2年7月15日

特産品内容

七谷産コシヒカリ5kg、マカロニチップス1袋、立体ニットマスク1枚、市長メッセージほか

担当課 農林課 (内線412)

公共的空間安全・安心確保事業

(事業費2,776千円)

市役所、学校、その他公共施設の検温の実施体制確保、飛沫防止用資材の設置、施設内消毒に係る経費です。

担当課 総務課 (内線321)

問い合わせ 加茂市役所 TEL 52-0080

加茂市ホームページ <http://www.city.kamo.niigata.jp/>



新型コロナウイルス感染症拡大の中 災害の危険が迫ったら

まよ ひ な ん
迷わず避難。

避難所への避難だけが避難じゃない！

感染症まん延中の避難の4つのポイント

裏面フロー
で確認

密集を避けるため
知人、親戚宅や
在宅避難を検討

手洗い、換気等
感染予防の徹底

裏面チェック
リストで確認

非常食だけでなく
体温計、マスク等
持って避難

体調が悪い場合は
スグに申告を

知人宅や自宅の危険度・経路を
ハザードマップで確認しよう。

防災ナビ



命を守るため避難発令時は必ず避難行動を取って下さい。



新潟県

・

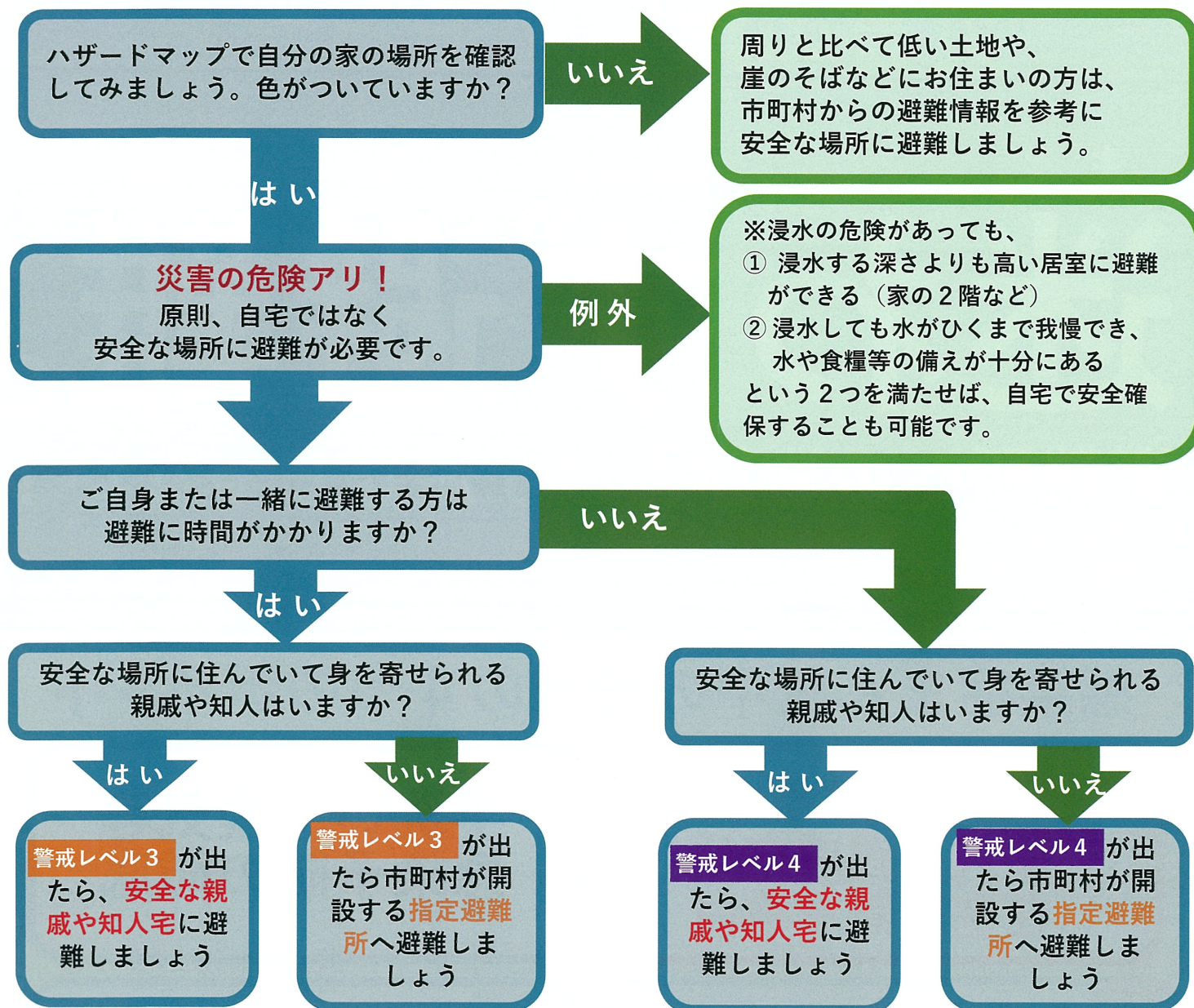
加茂市

ふだん
から
確認

ご家族と一緒に**災害から命を守る**

行動を確認しましょう

避難行動判定フロー



避難先や、経路の安全も確認が必要です。

台風19号の際、**屋外で死亡した人の54%は車での移動中**でした。

⇒だからこそ、**早めの避難**が必要です。

☑ 避難する際の持ち物チェック！

- | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| ☐ 携帯電話 | ☐ モバイルバッテリー | ☐ 懐中電灯 | ☐ 携帯ラジオ | ☐ 電池 | ☐ 薬 |
| ☐ 生活用品 | ☐ 非常食 | ☐ 水 | ☐ 携帯トイレ | ☐ 身分証明書 | |
| ☐ お金 | ☐ ヘルメット | ☐ 通帳、印鑑 | | | |
| ☐ マスク | ☐ 消毒液 | ☐ ウエットティッシュ | ☐ 体温計 | | |



各種証明書発行手数料変更のお知らせ

令和2年6月1日から市民課・税務課・農林課・農業員会事務局で発行する各種証明書の発行手数料の一部が改定されます。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、郵便により請求されるときは6月1日到着分から新しい手数料になります。郵便為替を用意されるときはご注意ください。

市民課関係（内線 111）

証明書の種類	6月1日からの手数料	
戸籍附票の写し	1通	300円
身分証明書	1通	300円
住民票の写し（個人、世帯の一部・全員）	1通	300円
住民票の除票の写し	1通	300円
住民票記載事項証明書	1通	300円
印鑑登録証	1件	300円
印鑑登録証明書	1通	300円
改葬許可証明書 など	1通	300円

税務課関係（民税係 内線 121、資産税係 内線 127）

証明書の種類	6月1日からの手数料	
所得証明書	1通	300円
課税証明書	1通	300円
納税証明書	1通	300円
評価証明書	土地は1筆につき300円 2筆目から1筆につき50円 建物は1棟につき300円 2棟目から1棟につき50円	
公課証明書		
所有証明書		
公簿又は図面の閲覧	1件	300円

農林課関係（内線 412）

証明書の種類	6月1日からの手数料	
農地に関する証明	1件	300円

農業委員会関係（内線 421）

証明書の種類	6月1日からの手数料	
軽油免税証明書	1件	300円
土地に関する証明	土地は1筆につき300円 2筆目から1筆につき50円	
耕作面積（経営状況）証明書		

※このほかの証明書発行手数料については、お問い合わせください。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ (加茂市公民館)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市公民館条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分から下表のとりの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等の区分 \ 利用区分		一般利用の場合	公共的団体及び委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合
公民館	第1研修室	400円	無 料
	第2研修室	200円	
	第3研修室	300円	
	第4研修室	400円	
	第5研修室	200円	
	創作室	400円	
	和 室	200円	
	調理室	500円	
	付属設備	陶芸窯	1台につき1回1,500円

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業が利用する場合の使用料は無料とする。
- 2 上記の者及び委員会に登録された社会教育関係団体が利用する以外で冷暖房設備を使用したときは、その費用として1時間につき200円の額を所定の額に加算する。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 市内者とは、市内に居住する者又は市内に通勤、通学する者をいう。市外者とは、市内者以外の者をいう。
- 5 市外者が利用するときは、一般利用とし、市内者が利用する額の2倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ (加茂市公民館須田分館)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市公民館条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分から下表のとりの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等の区分 \ 利用区分		一般利用の場合	公共的団体及び委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合
公民館 須田分館	大会議室	200円	無 料
	小会議室	200円	
	講 習 室	200円	
	和 室	200円	
	調 理 室	500円	

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業が利用する場合の使用料は無料とする。
- 2 上記の者及び委員会に登録された社会教育関係団体が利用する以外で冷暖房設備を使用したときは、その費用として1時間につき200円の額を所定の額に加算する。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 市内者とは、市内に居住する者又は市内に通勤、通学する者をいう。市外者とは、市内者以外の者をいう。
- 5 市外者が利用するときは、一般利用とし、市内者が利用する額の2倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市公民館須田分館)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等の区分 利用区分		団体(10人以上)			個人が利用する場合 (1人1回につき)
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	
須田公民館分館	競技場	250円	350円	500円	一般 200円 高校生以下 無料
付属設備	特別電気設備	1,000円			
	冷暖房設備	1時間 1,000円			
	大型暖房機	1台につき 1時間 250円			
	放送設備一式	100円			

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業における使用料は無料とする。
- 2 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の使用料は無料とする。ただし、これらの場合の各施設の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 競技場の利用に際し、その各2分の1以内を利用するときは、使用料の額は所定の額の2分の1の額とする。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収する場合の施設の使用料は、一般利用の額の2倍の額とする。
- 6 営利を目的として利用するときは、一般利用の額の5倍の額とする。
- 7 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を利用するときは、一般利用の額の10倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市市民体育館)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

利用区分 施設等の区分		団体(10人以上)			個人が利用する場合 (1人1回につき)
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	
体市 育 館 民	競技場	900円	1,260円	1,800円	一般 200円 高校生以下 無料
付 属 設 備	特 別 電 気 設 備	1,000円			
	冷 暖 房 設 備	1時間 1,000円			
	大 型 暖 房 機	1台につき 1時間 250円			
	放 送 設 備 一 式	100円			

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業における使用料は無料とする。
- 2 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の使用料は無料とする。ただし、これらの場合の各施設の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 競技場の利用に際し、その各2分の1以内を利用するときは、使用料の額は所定の額の2分の1の額とする。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収する場合の施設の使用料は、一般利用の額の2倍の額とする。
- 6 営利を目的として利用するときは、一般利用の額の5倍の額とする。
- 7 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を利用するときは、一般利用の額の10倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂勤労者体育センター)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

利用区分 施設等の区分		団体(10人以上)			個人が使用する場合 (1人1回につき)			
					勤労者		その他	
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	雇用保険の被保険者	雇用保険以外の者	一般	高校生以下
競技場	全 面	900円	1,260円	1,800円	200円			無料
	1 / 2	450円	630円	900円				
	1 / 3	300円	420円	600円				
会議室	会 議 室	100円	200円	200円				
	冷暖房設備	200円	400円	400円				
付属設備	大 型 暖 房 機	1台につき 1時間 250円						
	放送設備一式	100円						
	冷 暖 房 設 備	1時間 1,000円						

備考

- 市及び加茂市教育委員会(以下「委員会」という。)並びに委員会所属の機関が主催する事業の使用料は無料とする。
- 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が使用する場合の使用料は無料とする。ただし、これらの場合の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 使用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 入場料及びこれに類するものを徴収する場合における施設の使用料は、一般使用の額の2倍の額とする。
- 営利を目的として使用するときは、一般使用の額の5倍の額とする。
- 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を使用するときは、一般使用の額の10倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市下条体育センター)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

利用区分 施設等の区分		団体(10人以上)			個人が利用する場合 (1人1回につき)
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	
下条体育センター	競技場	500円	700円	1,000円	一般 200円 高校生以下 無料
	武道場	500円	700円	1,000円	
	会議室	会議室	100円	200円	
		冷暖房設備	200円	400円	
付属設備	特別電気設備	1,000円			
	冷暖房設備	1時間 1,000円			
	大型暖房機	1台につき 1時間 250円			
	放送設備一式	100円			

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業における使用料は無料とする。
- 2 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の使用料は無料とする。ただし、これらの場合の各施設の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 競技場及び武道場の利用に際し、その各2分の1以内を利用するときは、使用料の額は所定の額の2分の1の額とする。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収する場合の施設の使用料は、一般利用の額の2倍の額とする。
- 6 営利を目的として利用するときは、一般利用の額の5倍の額とする。
- 7 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を利用するときは、一般利用の額の10倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市屋内ゲートボール場「すぱーく加茂」)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

利用区分 施設等の区分		団体(10人以上)			個人が利用する場合 (1人1回につき)
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	
屋内 ゲート ボール 場	競技場				一般 100円 (午前9時から午後6時) 高校生以下 無料
					一般 200円 (午後6時から午後9時30分) 高校生以下 無料
付属設備	特 別 電 気 設 備	1,000円			
	冷 暖 房 設 備	1時間 1,000円			
	大 型 暖 房 機	1台につき 1時間 250円			
	放 送 設 備 一 式	100円			

備考

- 1 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業における使用料は無料とする。
- 2 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の使用料は無料とする。ただし、これらの場合の各施設の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収する場合の施設の使用料は、一般利用の額の2倍の額とする。
- 5 営利を目的として利用するときは、一般利用の額の5倍の額とする。
- 6 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を利用するときは、一般利用の額の10倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市七谷野球場・加茂市川西野球場)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等の区分 利用区分		団体(10人以上)			個人が利用する場合 (1人1回につき)
		委員会に登録された社会教育関係団体が利用する場合 (1時間につき)	公共的団体が利用する場合 (1時間につき)	一般利用の場合 (1時間につき)	
七谷野球場	球 場 (スコアボード・放送設備を含む)	500円	700円	1,000円	
川西野球場	球 場	350円	500円	700円	

備考

- 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業、又は委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 入場料及びこれに類するものを徴収する場合における施設の使用料は、一般利用の額の2倍の額とする。

施設を利用される皆様へ

施設使用料改定のお知らせ
(加茂市体操トレーニングセンター)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月議会において加茂市体育施設条例改正案が可決され、令和2年6月1日から施行されます。

つきましては、6月分のご利用から下表のと通りの使用料となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等の区分				利用区分	団体（10人以上）			個人が利用 する場合 （1人1回につ き）
					委員会に登録 された社会教 育関係団体が 利用する場合 （1時間につ き）	公共的団体が 利用する場合 （1時間につ き）	一般利用の 場 合 （1時間につ き）	
競技場	限定 利用	一 般		200円	300円	400円	200円	
		高校生以下		100円	150円	200円	100円	
	専門 利用	一般	占 用 利 用	7,000円				
			共 用 利 用	3,000円				300円
			団体定期利用	40,000円（1ヶ月につき）				
		高校生以下	占 用 利 用	3,000円				
			共 用 利 用	1,500円				150円
			団体定期利用	20,000円（1ヶ月につき）				
付 属 設 備	特 別 電 気 設 備			1,000円				
	冷 暖 房 設 備			1,000円				
	放 送 設 備 一 式			100円				

備考

- 市及び委員会並びに委員会所属の機関が主催する事業における使用料は無料とする。
- 委員会が認めた指導者の引率する幼児・児童・生徒が利用する場合の冷暖房設備の使用料の額は所定の額の2分の1とする。
- 利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 入場料及びこれに類するものを徴収する場合の施設の使用料は、所定の額の2倍の額とする。
- 営利を目的として利用する場合の使用料は、所定の額の5倍の額とする。
- 入場料及びこれに類するものを徴収し、かつ営利を目的として施設を利用する場合は、所定の額の10倍の額とする。
- 限定利用とは、ゆかフロアおよびトランポリンのみの利用をさす。
- 専門利用とは、ゆかフロアおよびトランポリンを含むすべての器具の利用をさす。
- 占用利用とは、他団体が利用しない貸切利用をさす。
- 共用利用とは、占用利用以外の利用をさす。
- 専門利用をする市内の団体は1ヶ月の利用計画を提出し、これに沿って施設を利用する団体定期利用をすることができる。

コミュニティセンター入浴料金 変更のお知らせ

6月からコミュニティセンターの入浴利用料金を下記のとおりに変更いたしました。

皆様のご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

料金	区 分	カード
無 料	幼児（市外者含む）	なし
1 0 0 円	小学生（市外者含む）	白色
	障がい者（市外者含む）	
	加茂市民で70歳以上の方	
2 0 0 円	加茂市民で中学生以上70歳未満の方	黄色
3 0 0 円	市外の中学生以上の方	なし

◎「100円」「200円」に該当する方は、市役所福祉事務所やコミュニティセンターの窓口で入浴利用カードの発行手続きを行っています。

入浴の際には、入浴利用カードを窓口にご提示ください。

◎身分が証明できるもの（免許証・保険証・障がい者手帳など）をご用意のうえカード発行手続きを行ってください。

◎「無料」「300円」に該当する方は、カード発行手続きの必要ありません。

※詳しくは窓口におたずねください

加茂市

加茂市コミュニティセンター入浴利用カード申請書

申請日 年 月 日

申請者（カードの発行を受ける本人）

ふりがな 氏名			
生年月日	大・昭・平・令	年	月 日（満 歳）

申請者の住所

住所	
----	--

連絡先（☎）

--

【市記入欄】

<本人確認資料>（該当に○印で記入。「6.その他」は具体的に記入）

1. 運転免許証
5. 住民票
2. 学生証
6. その他
3. 障がい者手帳（
4. 保険証
-)

*その他は、具体的に記入。

<入浴利用カードの区分>

料金	区 分		カード
1 0 0 円		小学生（市外者含む）	白色
		障がい者（市外者含む）	
		加茂市民で70歳以上の方	
2 0 0 円		加茂市民で中学生以上70歳未満の方	黄色

福・下・七
須 ・ 中 No.